

令和6年12月27日

久留米市議会議長 吉富 巧 様

総務常任委員長 そうだ 耕一郎

委員派遣実施報告書

本委員会は、次のとおり委員派遣を実施しましたので、報告書を提出します。

記

- 1 日程 令和6年11月5日（火）～7日（木）
- 2 派遣先及び内容 山形県山形市：山形市コミュニティファンド（市民活動支援基金）
について
千葉県成田市：旧学校跡地の利活用について
- 3 派遣委員

委員長	そうだ 耕一郎
副委員長	轟 照隆
委員	権藤 智喜、石井 秀夫、甲斐田 義弘、田中 功一
- 4 報告書 視察報告書のとおり
- 5 その他 随行 向井 明博

視察報告書

委員会名	総務常任委員会
視察日時	令和6年11月6日（水） 午前9時30分 ～ 午前11時
視察先・概要	山形県山形市 人口：約23万9千人 面積：381.58k㎡ 特記事項：中核市
視察内容	山形市コミュニティファンド（市民活動支援基金）について
選定理由	本事業は寄附を原資に市民活動団体等へ補助金を交付し、地域課題の解決を図るものである。市の財源を使うことなく地域の課題解決を行う本事業を調査することで、本市の協働のまちづくりに関する事業の参考にするため。
調査概要	<p>山形市議会にて、議会事務局 松岡次長兼議事課長の挨拶に引き続き、企画調整部 企画調整課 西村協働推進係長、荒井協働推進係主査より、山形市コミュニティファンド（市民活動支援基金）について説明を聴取し、質疑応答を行った。</p>  <p style="text-align: center;">＜視察の様子：山形市＞</p>
調査内容	<p>山形市コミュニティファンド（市民活動支援基金）事業は、市民等の寄附金を原資に、地域課題解決の公益活動を行っている市民活動団体等に対し、補助金を交付することで地域の活性化を図る事業である。</p> <p>事業創設の背景として、公益活動を行う市民活動団体等は、本来の活動目的が必ずしも収益に結びつくものではないため、財源不足等の問題を抱えている場合が多い。また、市民等にはそれら団体に寄附することで社会貢献をしたいと考えている人もいるが、団体に直接寄附をしても各種控除を受けることができない。これらを解決するために、平成20年度に事業が創設され</p>

た。

市民等における寄附のメリットとして、寄附者には税制上の優遇がある。法人の場合は、法人税から寄附金全額が控除。個人の場合は、所得税・住民税から寄附金の一部が控除される。

寄附には、①分野希望寄附、②団体希望寄附、③一般寄附の3種類がある。

① 分野希望寄附

「山形市発展計画 2025」の重点政策に基づいた13の分野を指定して寄付をする。分野には、健康や子供、都市、環境、広域連携、協働、地方創生などがある。

寄附額が10万円以上、かつ、支援する分野が明確である場合、オリジナルのネーミングをつけた「個別ファンド」を設置することができる。

分野希望寄附を原資とした補助の要件として、地域社会の課題解決に向けて自発的に取り組むこと、山形市内を中心に行うこと、ファンドの設置目的に合致すること等がある。

補助額は、1事業あたり10万円から30万円以内。補助の選考方法は、市の財政や企画調整等の部長及び外部アドバイザーで構成する評議委員会での書類審査と質疑応答にて決定する。

② 団体希望寄附

山形市コミュニティファンドに登録されている団体のうち、支援したい団体に対して寄附をする。寄附者と希望する団体との間に特別な利害関係がある場合は、補助金を交付できない場合がある。

団体登録の要件は、特定非営利活動を主目的とする団体で、主な活動区域が山形市内であること。現在、登録数は9団体。

補助の選考方法は、評議委員会での書類審査にて決定する。

③ 一般寄附

特定の分野や団体の希望がない場合、一般寄附として受け付ける。一般寄附として受け付けたものは、地域社会の課題解決に向けて自発的に取り組んでいる市民活動団体等への補助の原資として活用される。活動内容は特段の定めはなく自由。補助の選考方法は、評議委員会での書類審査と質疑応答にて決定する。

当事業の実施体制は、企画調整課が担当し、制度の周知、寄附の受付、市民活動団体からの事業提案や選定、団体へ補助金交付の業務を行っている。

	<p>当事業の課題として、事業創設時にはなかった「ふるさと納税」や「クラウドファンディング」など返礼のある寄附が登場したことにより、寄附額が減少傾向にあることである。</p>
<p>主な質問・ 応答</p>	<p>問：個別ファンドの設置後に、追加でそのファンドに寄附はできるのか。</p> <p>答：追加の寄附はできる。個別ファンドの目的に賛同し追加で寄附をする場合、当初ファンドを設置した方が定期的に積み増しする場合などがある。</p> <p>問：コミュニティファンドからの補助で行う事業とクラウドファンディングで行う事業の違いは。</p> <p>答：コミュニティファンドは山形市が管理しているため、その補助金で事業を行う者は、市の審査を経る必要があり事業への制約も多いが、資金確保の心配がない。一方、クラウドファンディングは事業者が自前で資金調達を行う必要があるため負担はかかるが、市の制約はなく事業実施の自由度が高い。</p> <p>問：地域課題を解決するには、コミュニティファンド（寄附）を原資にした事業で行うのではなく、市の財源で直接行うほうがいいのでは。</p> <p>答：コミュニティファンドを原資にする事業には、市民目線での気づきや市民団体の自発性を重視している。また、費用対効果の面から市では事業として対応することが難しいものを、市民等の協力を得て地域課題に取り組んでもらっている事業である。</p> <p>問：個別ファンドの補助を決定する評議委員会に、個別ファンドの出資者が関与することはあるのか。</p> <p>答：出資者が評議委員になることはないが、アドバイザーとして参加することもある。出資者の意思が全てにならないように配慮している。</p>
<p>その他 (意見・感想)</p>	<p>市の財政には限りがあり、全方位的に施策を実施するには限界がある。そのような中、山形市では早くから市民等の寄附を財源に、地域が抱える課題解決に向けて市民団体等と一緒に、しっかりと取り組まれていた。</p> <p>市が置かれている状況は本市も同様であり、地域課題の解決に向けて、より少ない負担で市民と協働のまちづくりを行うにあたり、参考になる事例となった。</p>

視察報告書

委員会名	総務常任委員会
視察日時	令和6年11月7日（水） 午前10時00分 ～ 11時30分
視察先・概要	千葉県成田市 人口：約13万3千人 面積：213.84k㎡
視察内容	旧学校跡地の利活用について
選定理由	旧学校跡地の利活用の実績が10数校あり、活用事例や検討体制、利活用を行う上での課題等を調査することで、現在取り組みを進めている当市の旧小学校跡地活用の取組の参考にするため。
調査概要	<p>中郷ふるさと交流会館（旧中郷小学校）にて、企画政策部 企画政策課 金光課長の挨拶に引き続き、企画調整課 庄司係長、元木主査、中郷ふるさと交流会館 寺内様より、学校跡地の利活用について説明を聴取し、質疑応答を行った</p>  <p style="text-align: center;">＜視察の様子：成田市＞</p>
調査内容	<p>成田市では平成24年度に「学校跡地利用基本方針」を策定。学校跡地は、行政需要への対応、地域ニーズの把握、民間事業者の活用等を基本的な考え方とし、必要に応じて事前にサウンディング型市場調査を行い、民間事業者の意向を把握している。その後、庁内の検討委員会において、学校跡地を「行政」または「民間」どちらで活用するかを決め、その後地域説明会を開催し、地域住民に説明を行っている。</p> <p>庁内の検討体制について、副市長が委員長を務める部長級職員で構成する「検討委員会」と、課長級で構成する「検討部会」があり、検討部会で方針案を検討し、検討委員会で最終的な決定を行う。</p> <p>利活用の状況は、まず行政が施設を活用した事例として、「健康いきがい</p>

づくりの拠点施設」「地域コミュニティ施設」「文化財保存展示施設」「スポーツと健康の複合施設」などがある。

次に、民間が施設を活用したものとして、「障害者通所施設」「簡易宿泊施設」があり、現在供用開始に向けて準備中のもので「人工光型植物工場」「日本語学校」などがある。

民間活用と決定した場合は、事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。また、事業者の募集要項には、地域ニーズを汲み取る、地域貢献を提案するなど盛り込んでいる。選定する審査会は委員6名で構成され、うち2名は地域代表、2名は外部の専門家が担っている。選考の評価点として、提案事業のコンセプト、実現性・継続性、地域社会への貢献、借受価格があり、総評価得点が6割に満たない場合は選定しないようにしている。

地域貢献の例として、教室の一部を地域の方が使えるオープンスペースとして開放、施設とショッピングセンター等を往復するシャトルバスの運行、災害時にシャワールームの開放などがある。

課題は、1つに公募により選定した事業が実現できていないケースがあること。2つ目に、民間活用を予定していた公募で、事業者が決まらなかったものがあること。3つ目に、民間活用は売却でなく原則賃貸借であり、土地は有償・建物は無償としている。施設の修繕は借主の事業者が行わなければならない、老朽化が進行すると修繕負担に耐えられるか懸念がある。また、仮にその事業者が契約を更新しない場合、引き続き民間活用をするために大規模な修繕を必要となる可能性もある。4つ目に、契約期間を10年としているが、契約更新の場合、貸主である市も建物の安全性を判断する必要が出てくる。

主な質問・
応答

問：民間活用として簡易宿泊施設での活用があるが、昨年度の利用者数は。また、採算は取れているのか。

答：昨年度の利用者数は約7,800人。当初は成田空港を利用する外国人の前泊施設として想定していたが、コロナの影響により想定した利用者数には至っていない。現在は宿泊以外にも校庭でキャンプ等、様々なイベントも追加で実施するようにし、利用者確保に努めている。

問：利活用事業者の公募において、選定に至らなかった主な理由にどのようなものがあるか。

	<p>答：主なものとして、建築基準法に基づく改修工事を実施計画に適切に反映していない。提案事業が地元の理解を得にくい、地域貢献が不十分などがある。</p> <p>問：民間活用の場合、賃貸借期間が10年となっているが長いのではないか。</p> <p>答：地元から事業者が短期間で何度も変わるのはやめてほしいという意見があった。また、事業者側からも最初に設備投資を行うので、投資回収のため一定期間（長いところは20年を希望）は借りたい等の理由から、10年間と決めた。</p> <p>問：民間活用した場合の施設（旧学校）と地域での避難所の関係は。また、地域貢献の具体例にはどのようなものがあるか。</p> <p>答：旧学校を利活用する際、災害時での避難所と選挙時の投票所の機能は必須の要件として公募している。また、地域貢献としては、消防団活動やお祭り時の施設利用、地域の廃品回収の場所など、これまで長い間、地域の中で築き行ってきたものを、これまでとおりに行えるように依頼している。</p> <p>問：廃校決定から利活用が決まるまでの期間はどれくらいか。</p> <p>答：行政活用と民間活用で期間は違う。行政活用では地元の意向調査、庁内での検討、工事などを行い7～8年、民間活用は民間から提案を受けて2～3年くらい。民間活用が短い期間で利活用できる。</p> <p>問：施設は年数が経つごとに修繕が多額になる。施設を借りた事業者はいずれ採算が合わず撤退することもあると思う。その場合、施設は取壊しを含め売却するなど最終的な処理は、どのように考えているのか。</p> <p>答：現時点で具体的な対応を考えていない。今後の課題と認識している。</p>
<p>その他 (意見・感想)</p>	<p>成田市は既に10数校の利活用を実施しており、様々なパターンでの活用例を学ぶことができた。利活用においては、地域ニーズを十分に踏まえて実施されており、地域貢献を確実に履行するため事業者と地域連携協定書を締結するなど地域と一体となって、旧学校の跡地活用に取り組まれていた。これらの取組は、現在旧小学校跡地の利活用を検討している本市において、大変参考になる取組であった。</p>